26年度国民健康保険税（国保税）の税率などが改定になります

～厳しい国保財政にご理解・ご協力を～

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、加入する皆さんが経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。

国保制度は、財源を国や都などの公費による負担と、加入者から納めていただく国保税によって支えられていますが、近年、急速な高齢化や医療技術の高度化により、市町村の国保は極めて厳しい財政運営を強いられています。東久留米市の国保会計も同様に厳しい財政運営になっており、一般会計からの赤字補てん分の繰り入れ（24年度決算では、4億8000万円）により収支が保たれています。

26年度国保税の税率改定について

26年度は一般療養給付費の伸びを約3億2000万円と見込んでいます。さらに、後期高齢者支援金などや介護納付金にも財源不足が見込まれています。そのうち約50％は、国や都からの交付金や負担金で賄うことが可能ですが、残り半分の約3億円については、保険税の引き上げによって対応するのが基本です。しかし、その全てを保険税の引き上げによって補うと、1人平均で年間8000円以上の保険税の引き上げが必要となります。そこで今年度は、財源不足額のうち1億7000万円を国民健康保険事業運営基金（貯金）の取り崩しにより補い、さらに約4400万円を一般会計から繰り入れて、改定総額を約8600万円に抑えることにしました。その結果、税率は表1の通りとなり、1人当たりの平均引き上げ額は約2374円となりました。ただし、その他の不足額と合わせた一般会計からの繰り入れ（赤字繰り入れ）は、約7億7300万円に上り、非常に厳しい予算編成となりました。

今回は、その他に5割軽減と2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図りました。また、課税限度額の引き上げを併せて行いました。

国保税の算定方法

国保税は、負担能力に応じて算出される応能割（所得割）、受益者負担の意味合いから負担いただく応益割（均等割、世帯別平等割）の合算により、次の通り計算されます。

◎**応能割（所得割）**＝世帯の所得に応じて計算

◎**応益割（均等割）**＝世帯の被保険者数に応じて計算▼**平等割**＝世帯ごとに計算

26年度の変更点

◎**税率の改定**　左表1の通り。

◎**軽減判定所得の見直し**

◎**課税限度額の引き上げ**

◎**改定総額**

26年度国保税の税率などの改定を受け、総額は次の通り見込んでいます。

①**引き上げ総額**＝約8600万円

②**被保険者1人当たり平均**＝年間約2374円（1カ月当たり約197円）の引き上げ

※年間平均額は約8600万円を被保険者数（約3万6500人）で割った数字。

国保事業の健全運営に向けて

健やかで安心して過ごせる生活は全ての人の願いです。

時代の変化に対応し将来にわたって安定した国保事業の運営ができるよう、国保税の税率などを改定しました。ご理解・ご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

表1
税率改定表

	年度	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	25	4.23％	24,700円	6,400円	510,000円
	26	4.42％	25,800円	6,800円	
後期高齢者支援分	25	1.84％	10,000円	2,500円	140,000円
	26	1.90％	10,600円	2,700円	160,000円
介護分	25	1.43％	8,600円	4,300円	120,000円
	26		9,000円	4,500円	140,000円

資料　国民健康保険税試算例

例	世帯構成の例	収入などの状況	保険料額 25年度→26年度	軽減
1	68歳、1人で加入	年金収入150万円	1万3,000円→1万3,600円	7割
2	45歳、1人で加入	給与収入122万円	6万3,100円→4万8,200円	2割→5割
3	68歳、65歳の夫婦で加入	年金収入230万円	10万9,300円→11万4,400円	2割
4	39歳、33歳、7歳の家族3人で加入	給与収入350万円	23万600円→24万1,200円	－
5	40歳、45歳、10歳、7歳の家族4人で加入	給与収入500万円	40万3,700円→　42万円	－

ジェネリック医薬品利用通知書を発送します

東久留米市国民健康保険では、現在服用している新薬（先発医薬品）からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるかを試算した通知書を次の方に送付します。切り替えの参考資料としてご活用ください。

【対象】東久留米市の保険証を使用し、薬の処方を受けていて、ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できると見込まれる40歳以上の方

【発送時期】6月（2月処方分）～11月（7月処方分）

【ジェネリック医薬品へ切り替える場合の注意点】主治医や調剤薬局の薬剤師と十分相談してください▽医師の治療上の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります▽薬の価格が下がっても、技術料や管理料など薬以外の料金によって自己負担の総額が軽減できない場合があります

【問い合わせ先】ジェネリック医薬品利用通知書に関する質問は、同通知書に記載のコールセンターへ問い合わせてください

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

26・27年度後期高齢者医療保険料の料率などが見直されました

保険料負担と医療費適正化について

東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）議会で、26・27年度の後期高齢者医療保険料（以下、「保険料」）の料率変更、均等割額の軽減対象の拡充、賦課限度額の改定、軽減措置の継続が決まりました。

26年度保険料は、均等割額＝4万2200円、所得割率＝8・98％、賦課限度額＝57万円です。26年度の年間保険料額は、7月に広域連合長が決定し、同月中旬に市役所から「決定通知書兼納付（納入）通知書」を送付してお知らせします。今号では、26年度の保険料計算の一例（下表参照）と、保険料負担と医療費適正化の関係についてご説明します。後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料負担と医療費適正化

保険診療の「自己負担分」の割合が1割の方が、医療機関などの窓口で1000円支払った場合には、「医療費等の総額」は1万円となり、差額の9000円は「医療給付費」として広域連合が医療機関などに支払います。

「医療給付費」は、①国・都・広域連合の構成市区町村が負担する公費②各医療保険（国保、健保など）に加入する現役世代の方が保険料で負担する後期高齢者支援金③後期高齢者医療制度の被保険者の方が負担する保険料を財源として、それぞれ5：4：1の割合で構成されています。

広域連合と構成市区町村では、「医療給付費」の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品の利用促進事業など、医療費適正化に向けた取り組みを行っています。「医療給付費」の増加抑制は、保険料の負担抑制につながります。医療費の適正化を進めましょう。

問い合わせ先

制度のことは、広域連合お問合せセンター☎0570・086・519、または広域連合公式ホームページ「東京いきいきネット」（http://www.tokyo-ikiki.net/）をご覧ください。

個別の相談は、市保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

表　保険料計算の一例（年額）

単身世帯（被保険者で、世帯主）の例

例	収入などの状況	保険料額	軽減
1	年金収入79万円	4,200円	有
2	年金収入193万円	5万1,700円	有
3	年金収入240万円	12万300円	無
4	年金収入300万円	17万4,200円	無

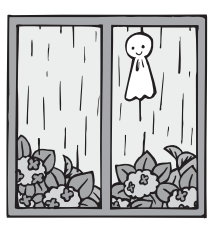

夫婦２人世帯（２人とも被保険者で、本人が世帯主）の例

例	世帯構成の例	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
1	本人（世帯主）	年金収入79万円	本人分	4,200円	有
	配偶者	年金収入79万円	配偶者分	4,200円	有
2	本人（世帯主）	年金収入168万円	本人分	6,300円	有
	配偶者	年金収入79万円	配偶者分	6,300円	有
3	本人（世帯主）	年金収入240万円	本人分	11万1,800円	有
	配偶者	年金収入79万円	配偶者分	3万3,700円	有

夫婦と子の世帯（夫婦が被保険者で、子が現役世代の世帯主）の例

例	世帯構成の例	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
1	本人	年金収入79万円	本人分	4万2,200円	無
	配偶者	年金収入79万円	配偶者分	4万2,200円	無
	子（世帯主）	給与収入500万円	―	―	―

国民年金だより

26年6月支払い分からの年金額が変わります

公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定されることになっています。26年度の改定率は、25年の全国消費者物価指数と過去3年間の賃金変動率から、プラス0・3％となりました。

また、現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも1・5％高い水準（特例水準）で支払われていることから、24年の法律改正で段階的に特例水準を解消することとしています。

このため、26年4月分として支払われる年金額から、26年度の改定率（プラス0・3％）と特例水準解消分（マイナス1・0％）を合わせ、3月までの額に比べマイナス0・7％の改定が行われます。

これに伴う年金額は、6月に送付される年金額改定通知書で確認してください。

※今回の改定の結果、残る特例水準（0・5％分）の解消は、27年4月に実施される予定です。実際の年金額は、物価・賃金の状況により、決まります。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

都民住宅（東京都施行型）入居者を募集します

都民住宅の入居者を次の通り募集します。都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅です。

【申し込み資格】詳しくは募集案内を確認してください（単身の申し込み不可）

【募集案内の配布場所・配布期間】土曜・日曜日を除く6月2日（月）～11日（水）に都市計画課（市役所5階）、都庁、都内各市区役所、町村役場、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、同公社各窓口センターで配布。なお、6月7日（土）・8日（日）は、午前9時半～午後5時に同公社募集センターで配布。また、6月2日（月）午前9時～6月11日（水）午後6時の間、同公社募集センターホームページ（http://www.to-kousya.or.jp/）からも申込書・募集案内を取得することができます。

【申し込み方法】所定の申込用紙に記入の上、6月16日（月）までに同公社募集センターに届いたものに限り受付けます

詳しくは同公社募集センター☎03・3498・8894へ。